

# 経理会計規程

## 目 次

- 第1章 総 則
  - 第1条 目的
  - 第2条 運用
  - 第3条 体系
  - 第4条 準拠
  - 第5条 適用範囲
  - 第6条 会計年度
  - 第7条 会計諸表
  - 第8条 経理責任者
  - 第9条 経理に関する処理・手続
  - 第10条 規程の改廃及び周知
  
- 第2章 勘定科目
  - 第1条 勘定科目の設定
  - 第2条 準拠
  - 第3条 配列
  
- 第3章 会計組織
  - 第1条 会計帳簿
  - 第2条 主要簿
  - 第3条 補助簿
  - 第4条 帳簿の締め切り
  - 第5条 帳簿の更新
  - 第6条 財務諸表
  - 第7条 証憑
  - 第8条 帳票書類の保存期間
  
- 第4章 固定資産会計
  - 第1条 範囲及び管理
  - 第2条 固定資産の取得価格

- 第3条 建設仮勘定の処理
- 第4条 減価償却の方法
- 第5条 固定資産の除却処理
- 第6条 資本的支出と修繕費の区分
- 第7条 圧縮記帳の処理

## 第5章 リース会計

- 第1条 リース取引の処理方法

## 第6章 費用関連会計

- 第1条 費用の計上
- 第2条 前払い費用

## 第7章 繰延資産会計

- 第1条 繰延資産

## 第8章 引当金会計

- 第1条 引当金計上

## 第9章 税務会計

- 第1条 基本原則
- 第2条 法人会計との関連
- 条 税務会計に関する指針等
- 第3条 租税の処理
- 第4条 消費税の処理
- 第5条

付則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は、本協会におけるすべての取引を正確且つ迅速に処理し、その財政状態ならびに運営成績を公明正大に情報開示するとともに、運営活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

### 第2条 (適用)

すべての会計処理は、この規程の定めるところによる。

### 第3条 (体系)

この規程は、会計に関する基本事項を定める。

### 第4条 (準拠)

会計処理は、法令等により一般に公正妥当と認められる法人会計の基準に準拠して行う。

### 第5条 (適用範囲)

この規程は定款の定めにより、次に掲げる経理に関する事項について、適用する。

1. 勘定科目に関する事項
2. 会計組織に関する事項
3. 固定資産会計に関する事項
4. リース会計に関する事項
5. 費用関連会計に関する事項
6. 引当金会計に関する事項
7. 税務会計に関する事項

### 第6条 (会計年度)

本協会の会計年度は、定款の定める年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第7条 (会計諸表)

この規程によって作成すべき会計諸表は次のとおりとする。

1. 収支計算書・貸借対照表・正味財産損益計算書・財産目録
2. 財務諸表等規則で定められた財務諸表

#### 第8条 (経理責任者)

経理責任者は、本協会の経理全般につき責任を負う。なお、経理責任者は事務局長がこれにあたり、経理に関する指示を行うと共に、経理の計数に基づき運営の健全化と能率の向上に努めなければならない。

#### 第9条 (経理に関する処理・手続)

経理に関する処理・手続にあたっては、理事会の承認により行うものとする。

#### 第10条 (規程の改廃及び周知)

この規程の制定、改廃は、経理責任者が起案し、理事会の決裁を得る。規程の改廃は、これを協会内、及び関係者に周知しなければならない。

## 第2章 勘定科目

#### 第1条 (勘定科目の設定)

勘定科目は、適時に設定及び改訂する。なお、勘定科目は別に定める。

#### 第2条 (準拠)

勘定処理は、商法施行規則、財務諸表等規則及び財務諸表等規則ガイドラインに準拠して、適切な勘定科目に仕訳し、取引を記録しなければならない。

#### 第3条 (配列)

貸借対照表科目の配列は、流動性配列法によるものとする。

## 第3章 会計組織

#### 第1条 (会計帳簿)

会計帳簿として、主要簿と補助簿を作成する。

#### 第2条 (主要簿)

主要簿は次のとおりとする。

1. 総勘定元帳 (総勘定元帳、科目別課別仕訳明細)
2. 仕訳帳

### 第3条 (補助簿)

補助簿は、総勘定元帳の各取引内容を明瞭に表すための帳簿であり、これを必要とする勘定科目について備え、総勘定元帳ならびに仕訳帳と有機的に関連づけて作成されなければならない。

必要に応じて、補助簿の借方、貸方の合計及び残高を、総勘定元帳の当該口座、金額と照合確認しなければならない。

### 第4条 (帳簿の締切)

年度末には、各帳簿を締切り決算手続きを行わなければならない。

### 第5条 (帳簿の更新)

会計帳簿は、原則として事業年度ごとに更新するものとする。

### 第6条 (財務諸表)

財務諸表は、年度末ごとに作成し、年度末決算に際しては、財務諸表の附属書類である勘定科目内訳明細書を作成しなければならない。

### 第7条 (証 憑)

証憑とは、取引の正当性を立証する書類をいう。

証憑が再発行等された場合、後の証憑に効力を継承する。

証憑は、会計帳簿と有機的関連のもとに整理保管されなければならない。

### 第8条 (帳票書類の保存期間)

会計に関する帳票書類の保存期間は次のとおりとする。

1. 計算書類及び附属明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・永久
2. 決算財務諸表及び勘定科目内訳明細書・・・・・・永久
3. 会計帳簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・10年(商法36条)
4. 3にあたらない帳簿、会計伝票及び証憑・・・・・・・・・・7年

(法人税法施行規則59条、所得税法施行規則63条)

上記の保存期間は、帳簿等の閉鎖の時から起算するものとする。

## 第4章 固 定 資 産 会 計

### 第1条 (範囲及び管理)

固定資産の範囲及び管理については別に定める。

#### 第2条 (固定資産の取得価格)

1. 購入資産の取得価格は購入代価及び付随費用がある場合にはその費用を加える。
2. 連合内で製作した資産の取得価格は、協会内製造原価とする。

#### 第3条 (建設仮勘定の処理)

購入資産が未稼働の場合は建設仮勘定に計上し、事業の用に供した時点で当該固定資産科目に振替える。また、前払が発生する事業は建設仮勘定に計上し、事業完了時点において、当該固定資産科目に振替える。

#### 第4条 (減価償却の方法)

1. 有形固定資産は定率法による。
2. 無形固定資産は定額法による。
3. 耐用年数は、物理的耐用年数と経済的耐用年数に基づき、保守主義の観点から総合的に定める。
4. 期中購入資産の償却開始は事業の用に供した日からとし、月数按分により計算する。

#### 第5条 (固定資産の除却処理)

除却は使用不能または不要となった時点において、理事会の承認により行う。

#### 第6条 (資本的支出と修繕費の区分)

資本的支出と修繕費との区分は原則として税法基準による。

#### 第7条 (圧縮記帳の処理)

国庫補助金等の交付、火災保険金等の入金により固定資産の取得または改良をした時は税法基準により圧縮記帳の処理を行う。

## 第5章 リース会計

#### 第1条 (リース取引の処理方法)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

## 第6章 費用関連会計

### 第1条 (費用の計上)

費用は、以下の原則に基づき計上する。

1. 原則として発生主義により計上する。
2. 予測される将来の損失に備えて、慎重な判断に基づき保守的に会計処理を行う。
3. 重要性の乏しい処理については、一定の基準を設けることで、簡便な会計処理を行うこともできる。

### 第2条 (前払費用)

前払費用のうち支払いより半年以内に役務の提供を受けるものは、重要性の原則による判断を前提とした上で、基本的に支払い時の費用とする。

## 第7章 引当金会計

### 第1条 (引当金の計上)

本協会は、将来の費用または損失の発生に備え、以下の引当金を計上することとする。

#### 1. 賞与引当金

別に定める就業規則、賃金規程による従業員との契約事項に則り、引当金を計上する。

#### 2. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上する。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理する。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌期から費用処理する。

## 第8章 税務会計

### 第1条 (基本原則)

1. 税務に関する法令を遵守し、適正な解釈に基づく適正な申告、納付を行う。
2. 税務に関する法令が定める特典は、最大限にその適用を受けるよう努め、適法の範囲

で本協会の納税条件ができる限り有利となる会計処理を行う。

## 第2条 (法人会計との関連)

法人会計と税務会計とはできる限りその処理を合致せしめ、重複事務あるいは一方的処理を避けなければならない。

但し、法人会計と税務会計との性格の相違から生ずる、やむを得ない処理の不一致については、法令に基づき税務上の調整を行うものとする。

## 第3条 (税務会計に関する指針等)

理事会は、監事の助言に基づき内部監査の実施を通じて税務会計に関する指針を明確にし、あわせて必要な一切の指示及び指導を行う。

## 第4条 (租税の処理)

1. 確定申告にかかる法人税、住民税及び事業税の納付は未払法人税等、未払事業税より取崩し、当該事業年度の確定申告額は未払法人税等、未払事業税に計上する。
2. 利子配当金等にかかる源泉所得税等は、受取利息配当金とは区分して法人税、住民税及び事業税として計上する。
3. 法人税等の更正または決定による追徴税額、還付税額（更正等に伴う附帯税、還付加算金を含む）は、原則として法人税、住民税または事業税に計上する。

## 第5条 (消費税の処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

預り消費税、仮払消費税及び仮払消費税（輸入）に関しては、毎決算ごとに相殺し、決算未払金もしくは雑口未収入金に計上するものとする。

## 付則

1. 本規程は、平成20年7月 日より施行する。
2. 本規定は、平競り23年4月1日より施行する。